香芝市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月３１日

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市規則第１３号

香芝市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成１８年規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「、収容されている場合」の次に「、同法第６４条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第６６条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。